

52

特 250

229

222

國家網紀の破壊

刑餘大臣奏薦の責任

「日本及日本人」 政 教 社



0002889000

0002889-000

特250-229

刑余大臣奏薦の責任

政教社

昭和6

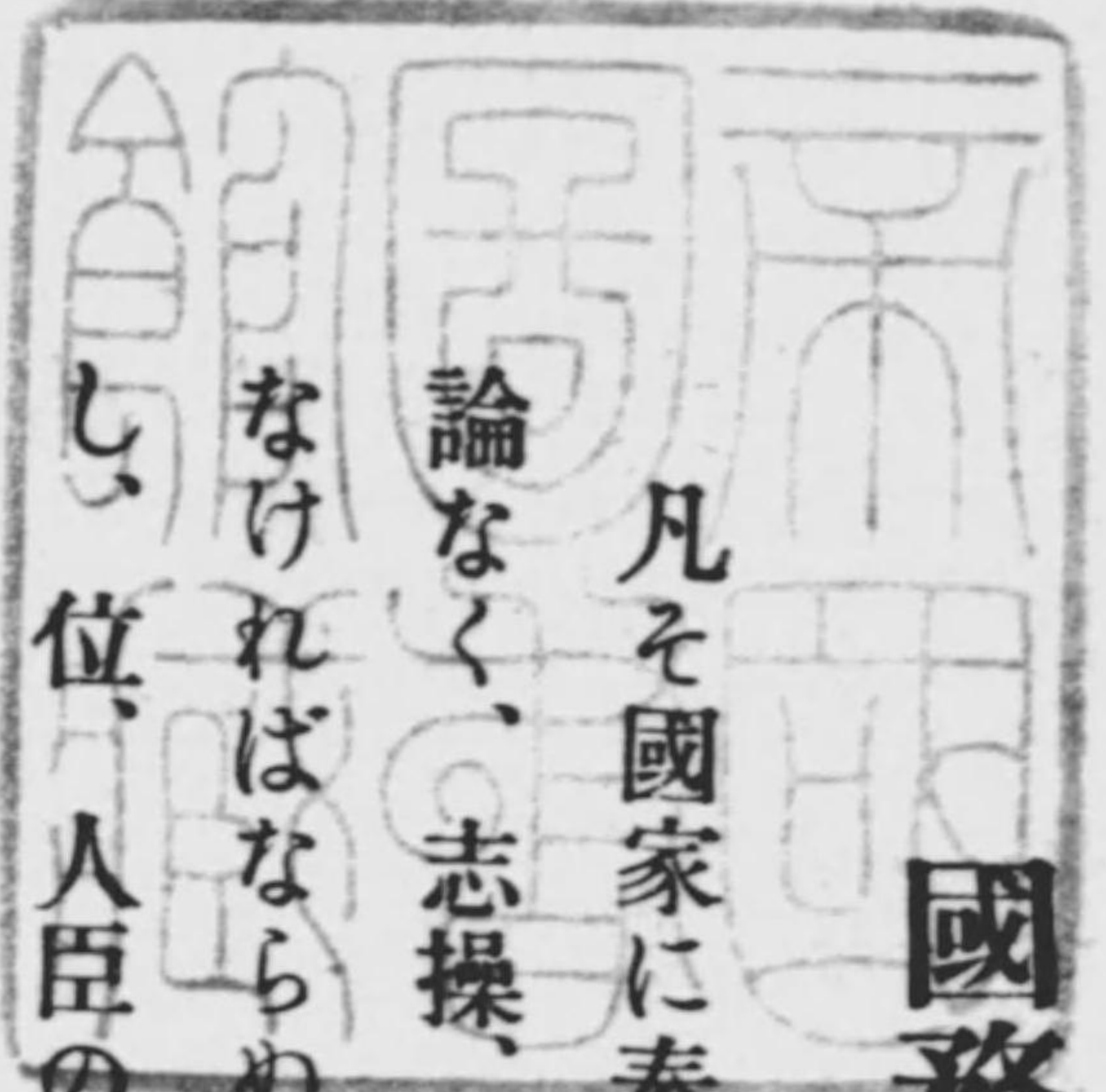
ABA

談 仁 義

昭。盜。內。諸。恬。提。閣。乃。任。大。
 和。跖。不。公。然。携。臣。舉。大。臣。
 策。談。能。當。無。立。果。刑。而。是。
 維。仁。自。國。所。廟。骨。囚。職。何。
 新。義。正。初。怪。廊。鯁。徒。重。臣。
 盍。人。只。口。其。陰。本。罪。其。輔。
 先。將。是。誓。意。陽。應。忘。必。弼。
 分。蓋。一。肅。真。當。不。破。貞。聖。
 醜。其。空。綱。難。燹。屑。廉。潔。天。
 美。耳。紙。紀。揣。理。齒。恥。士。子。

刑餘大臣奏薦の責任

國務大臣が前科者たるは前代未聞



凡そ國家に奉仕する職務に任ずるものは、その地位の高下、職責の廣狹に

論なく、志操、人格、心術において、一世の儀表たる襟度を具備するものでなければならぬことは、今更ら説明を要しない。就中、天朝の殊遇を辱う

し、位、人臣の表たり、國政の重きに任ずるものにあつては、何よりも先づ人格の高潔を主とすべきは論を俟たない。上の好むところ、下是れより甚だしきはなしと謂はるゝが如く、國民の師表たるべき地位に在るものが、その人格を疑はれ、品性を私議せらるるが如くにては、下之れに倣ふを防ぎ難く、官紀の刷新も、綱紀の肅正も、政治の革新も、將た何に由つて望み得べきや。



近時國務大臣の品格低下し、如何はしき風評ある人物が、單に多數政黨に籍を置くの故を以て、臺閣に上り、天恩に狎れ、謹慎を忘れ、泥靴を穿つて宮階を上り、廷中をすら傍若無人に横行濶歩するの態あるは、識者の苦々しく感ずるところであり、痛く擗蹙を禁じ得ざるところである。近年國民の志氣衰へ、風紀の紊るゝを嘆ずるものは、齊しく憂ひを茲に致し、綱紀肅正、官紀振作を一枚看板とする政黨内閣が、自から綱紀を紊し、官紀を破ぶるが如き大臣を奏薦し、恬として恥ぢざるを見て、世風刷新の大本は、先づ國務大臣の人物より改良するにあるを感ぜざるは一人もない。

抑々國務大臣の地位が、如何に重大にして、その人物の品隲の、如何に純誠高潔を要するかは、帝國憲法第五十五條に、

「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」

とあるによりて昭らかであつて、詔命を宣奉し、政務を施行し、凡て法律勅

令その他國務に關する詔勅に副署し、大政の責に任ずるの至重至大の職責にある以上、技能よりも人格に重きを措き、智術よりも徳望に高きを要するは言を俟たぬ。故伊藤公が「憲法義解」において、

「大臣政事ノ責任ハ、獨、法律ヲ以テ之ヲ論スヘカラス。又、道義ノ關ル所タラサルヘカラス」

と註せるの、意義最も深遠なるを思ふべきである。

近時、國民の耳にするところにして、眞に奇々怪々の事實とすべきは、新聞紙上において暴露せられたる、原拓相が多額議員選舉の行はるゝに當り、自から投票買収の巨頭となつて、二萬數千圓に及ぶ巨額の贈賄を爲し、憲政を紊すの破廉恥罪を犯し、大審院の判決確定して、既に三箇月の懲役體刑に服したるの事實歴然たる、前科一犯の刑餘者であつたことで、此の事は、未だ豫審中若しくは未判決に屬するものではなくして、去る大正十年五月に、

決定服役せる、儼然たる事實であるだけに、問題は既に議論の餘地がなく、刑餘者たるの身を以つて、國務大臣の重職に就き、恬として恥ぢざる拓相其人の心事の陋劣と、原氏が前科者たるの事情を知悉し乍ら、何等顧みるところあるを知らず、國務大臣の一員として奏薦せる若槻首相の重大責任とは、今や天下の指議を受け、寸毫の免かるゝ餘地がないのである。加之、近者更らに暴露し來れるところによれば、原氏は此事あるによつて、何等謹慎の意を表せざるのみか、再度に及んで選舉違反を行つた嫌疑があり、又た鹽水製糖株式會社の社金横領事件により、起訴猶豫中であると噂さるゝに至つては眞に國家風教を毒する不逞漢といふべきであつて、かゝる刑事上の常習犯が傲然天下に嘯ぶき、國務大臣の重職に居るが如きは、實に前代未聞の奇怪事に屬し、昭代の一大不祥事たるは論なく、之れをしも不問に附し、敢へて關せずといふならば、何を以つて綱紀を肅正し、國民を指導するを得よう。

原拓相の良心の存在を疑ふ

抑々立憲政治の要道は、主權の使用をして、正當なる軌道に由らしめ、君民一體の國體の精華を、完全に發揚するにあるは論を俟たぬ。而うして之れが完全なる發揚は、公議機關の純正なる運用と、宰相輔弼の完全なる達成にあるは、彰明較著の事實。公議機關は帝國議會を意味し、議會を構成する議員の選舉が、立憲政治正行の基礎を成すことは、何人も意識せざるものはなく、之れが爲に選舉の廓清が高唱せられ、現に若槻内閣が蹈襲すると宣言してゐる、濱口前内閣の政綱中にも「選舉革正」を麗々しく高職してゐる所以である。

然るに選舉革正を高職する内閣の閣員に列するものが、曾て選舉を攪亂する最悪の手段たる、投票買収の醜罪を犯し、巨額の金錢を贈賄し、政治家と

しては勿論、公人としての致命傷たる破廉恥罪に問はれ、刑法第十九及第廿條に依つて處斷さるゝに至つては、實に「憲政の賊」たること、何人か、疑問を挾さむの餘地あらんや。抑々立憲政治における公議機關の何たるを解せず、之れを汚濁し、之れを蹂躪し、刑法上の罪人たるの身を以つて、自から省みることを爲さず「天皇輔弼」の重職を瀆して恥ぢざるに至つては、我等は原氏の政治家としての良心、公人としての良心を疑ふよりも、陛下の赤子としての、國民たる良心の存在を疑はざるを得ないのである。

歐米諸國はいざ知らず、帝國憲法の正行下における議員選舉は、「國民の代表者」を選ぶといふよりも、寧ろ「賢良の臣」を推舉するにあり。即ち、野に遺賢なからしむるの、聖旨に基づくのであつて、單なる歐米流の多數投票によつて、代表者を選挙すると、その意義を異にするを思はねばならぬ。此の意義の明らかならざるが爲に、各種の腐敗を生ずるのであるが、中にも投

票買収は、公正なる選舉を攪亂する、最劣最惡の手段である。然るに、此の最劣最惡の手段を弄して、憲政の基礎を破壊したるものが、臆面もなく天顔に咫尺し、臺閣の高きに居て恥ぢざるに至つては、その罪滔天、眞に神人の共に容るさゝるところである。

刑餘者を大臣に奏薦せる若槻首相の責任

原氏の立場においてせば、假りに首相の奏薦あるも、自ら省みてその身を退き、謹慎の意を表するのが當然であるが、既に良心の喪失者であれば、之を責むるも由なきことである。併し乍ら、かゝる破廉恥の前科ある刑餘者を、閣臣に奏薦したる若槻首相の責任に至つては、より一層重大で、決して不問に附すべきでない。首相が、原氏に如上の「前科あるを知つてゐた」と明言してゐる以上は、首相はその前科が立憲政治の根柢を破壊する、選舉攪亂の

破廉恥罪を犯したものであることをも、夙知してゐたに相違なく、之を知了しながら、天皇輔弼の重任に膺る者の資格に缺くところなしとして、大臣任命を奏薦したといふに至つては、是れ實に、上御一人に對し奉つて、大應に愧死すべき重大過失を敢へてせるものといふべきである。

若槻首相は曾て第五十一議會において、議員の質問に答へ「帝國議會は、全國民尊敬の中心とならねばならぬ。帝國議會の選良には、全國民の尊敬に値する人物の集合を望む。故に刑に處せられ、甚しき犯罪を犯せる人に選舉權を與へ、帝國議會に送ることは、國民の尊敬心を薄うする虞れがある」と明言し、刑餘者たるものは、國民の指彈を受くるが故に、代議士候補者たるは勿論、選舉權を與ふることすら不可であるとの意を披瀝してゐる。是れ實に何人も當然とするところで、立憲國の首相たるものの考ふべき、當然の思慮であらねばならぬ。更らに若槻氏は、「刑餘者を政府の大官に就任させない

方針であるか」の問にも答へて「然り政府の大官として、刑餘者を採用せざる方針は、固よりそのところである。かゝる人物を大官に採用するやうなことは、之を爲さざる方針である」と確言してゐる。

若槻氏ならずとも、斯かる信念を懷くことは、立憲國民としての當然なる觀念であり、殊に歐米諸國と異り、我が日本帝國における國務大臣が、天皇輔弼の重任を荷ふことを自覺する以上は、一層正義觀念を保持し、名分を重んずべきことは論を俟たない。然るに若槻首相は、自から帝國議會の議場において公言せるところを裏切り、昨日の公言を翻へすこと、恰も掌を返へすが如く、刑餘者中においても、最も劣悪なる投票買収の前科者を、國務大臣として完璧なるものと爲し、之を至尊に奏薦するとは底事であるか。

若槻首相は、新聞記者の問ふに答へて「原君は既に恩赦に浴し、罪跡は全然消滅してゐると思ふ。」との理由を以つて、何等奏薦に不届はないと語つて

ある。是れ實に、世を誣ゆるの甚しきものではない乎。然り、天朝の優渥なる思召は、既に有罪者と決定せるものに對せられても、帝國憲法第十六條「天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス」

との規定により、至尊慈仁の特典を以つて、その罪を赦るさせらるゝのである。故に若槻首相の言の如く、その罪跡は消滅するも、そは至尊慈仁の特典によるのであつて、至尊の渥き御思召に感泣するは勿論であるが、之が爲めに、青天白日と爲れりと呼稱し、陛下を輔弼し奉つるべき國務大臣に奏薦して、敢へて恥ぢないといふに至つては、畏れ多くも、餘りにも君恩に狎れ過ぎる、傍若無人の振舞といふべきではない乎。尋常一樣の人情を以つてせば、至尊慈仁の特典によつて、その罪を赦さるゝに遭はゞ、謹慎その身を持し、退いてその心を修め、以つて長く君恩を感戴すべきが至當である。然るに一國の總理大臣たるものが、一世を率ゆる儀表となるべき閣臣

を奏薦するに當り、大赦に藉口して刑餘者を薦むるに至つては、何によつて名分を正し、大義を布くべきや。吾人は首相が飽くまでも形式論に囚はれ、臣子の名分を顧みざる態度を、不可解とせざる能はぬ。吾人は曩に原氏の良心を疑ひ、今は更らに若槻首相の良心を疑ふ。

禍根は輔弼の大任を解せざるに坐す

凡そ國家の亂るゝは、名分の正しからざるに坐する。古來聖賢の道を説くに當り、必らず大義を明らかにし、名分を正しうするを先きにせざるなきは、先づその本立つて道生ずるの理に基づくに外ならぬ。されば藤田東湖は、流離顛沛の間にその身を沈めながらも、猶ほ且つ「苟くも大義を明らかにし人心を正しうせば、皇道奚んぞ興起せざるを憂ひん」と叫んだのである。王政復古の大業成り、維新の大道開けてより、文運一時に發し、百萃妍を競ふと

雖も、維新の業日に遠くして、大義漸やく廢れ、實に久しきに亙つて名分の紊るゝを嘆ぜられてゐる。國運の衰へ、人心の紊れ、皇道の興らざるは、果して何による乎。その理由を歴舉し來れば、天の星の如く、地の砂子の如く、愈數へて愈盡きざるの煩に堪へないが、統へ來つて一に歸すれば、要するに人臣の高位に坐するものが、大義を解せず、名分を知らず、唯だ一に私意私慾を以つて、天下の廣居に居り、國家の公器を弄ぶからに外ならぬ。

政黨政治となつて、此弊は愈々その極致に達するを見る。彼等の念とするところは、議會に多數を制するにあつて、國家は第二義である。故に彼等が選舉を争ふを見れば、當に餓狼の肉を争ふが如く、毒蛇の妄執を持するが如く、是非なく、善悪なく、曲直なく、正邪なく、單だ敵を倒し、味方を得るに狂奔し、之れが爲めには道を顧みず、手段を擇ばず、亂闘搏撃、到らざるは無い。されば選舉違反の如きは、政黨屋の常習手段であつて、甚だしきは

犯罪を以つて金鵝勳章なるかの如く心得るものすら尠なくない。原氏が贈賄罪を犯して、何等破廉恥罪たるの感覺がないのも、かゝる時勢の一端の現はれとも見ることが出来る。

故に政黨政治家は、議會に多數を制し得さへすれば、必ず内閣を組織し得るものと考へ、政黨に席を有しさへせば、如何なる罪科あるも、大臣たるに差支なしと思つてゐる。此の増上慢が、聽て國體の忘却となり、帝國憲法の藐視となり、輔弼の大任の蹂躪となる。嗟乎、太だしいかな、政黨專制の弊や。

政黨政治の跋扈によつて、近時屢次、天皇の大權にまで、暗雲を蔽ふやうな、不臣不義の行爲が絶無でないのは、心ある國民の眞に憂仲を禁じ能はざるところである。政黨政治家として、日本國民である以上、上御一人に對し奉つて、忠誠の念を有せないとは思はれないが、政黨萬能主義の結果は、その歸趨において、憲法の冒瀆となるの結果を生じつゝあることを、否定し

難いではない乎。

若槻首相にして、眞に輔弼の大任の重大性を感ずるならば、刑餘大臣奏薦の不明の責を負ひ、斷然總辭職を執行し、上は陛下に對し奉つる忠誠の道を明かにし、下は國民に向つて名分の存する所を示すべきではない乎。吾人は若槻氏及び若槻内閣に對して、何等の恩怨なく私情なく、眞に國家綱紀の名分に即して、如上の忠言を試むるものである。若槻氏にして、若し如上の明快なる態度に出づるならば、如何に、之によつて天下の綱紀が肅正さるか。若槻氏たるもの、虚心坦懷、思ひを這間に致すべきではあるまい乎。

元老西園寺公の責任

抑々政府當事者は、勢ほひ當面の政務政狀に重きを措き、動もすれば、風教、道義に對する關心を、忽かせにする傾向が多い。彼等は、常に當面の政

治問題に觸著するが故に、唯だこれを切抜け、これを打開し、内閣の運命を助長するに全力を注ぐに至るは、必然の歸趨であつて、これが爲に往々にして大義を省みず、名分を蹂躪するに到るは、官僚内閣にても、政黨内閣にても、敢へて異なる所はないが、殊に政黨内閣において、その弊の甚だしきを見る。

斯る場合に於て、常に國家風教に重きを置き、大義を明かにし、名分を正しうし、國體の本義に則つて、世界に特出する我が憲政の眞髓を發揮するに力を注ぐ地位に在るものは、之が爲に特に天朝の殊遇を辱うする、元老重臣であると謂はなければならぬ。この故に、若槻内閣の奏薦者たる、元老西園寺公は、若槻氏が閣員に刑餘者あるの事實を知了しながら、その人が政治上の破廉恥漢たるを悟らずして、敢へてこれを國務大臣に奏薦し、而して何等恥づるところなき態度に對し、内閣總理奏薦の責任上、若槻首相に對し

て、相當の手段により、嚴重に反省を促すべきが至當ではない乎。

西園寺公の意中を以つて推せば、或ひは「至尊の御下問あるに對し、後繼内閣を組織すべき首班人物を奏薦したるに止まり、その内閣の政治的行爲に關しては、首相たるものが責任を負ふべきであつて、内閣に屬すべき責任を元老が負擔すべき理由はない」と言はれるかも知れない。それは固より、一理あることであつて、内閣組織後の施政によつて生ずる政治的行爲に關して元老が一々責任を負擔すべき理由のないことは、明々白々たるところであるが、政治的責任以外、事、苟くも大義名分に悖り、國民の風教を紊り、國體の本義に反し、憲政の眞髓を破壊するの悞れある、非道義的行爲を敢へてし乍ら、それが直接政治的責任に關せざるの故をもつて、飽く迄もこれを隱蔽し、これを論外に置くといふが如き、刑餘大臣奏薦に關する若槻首相の現に執れるが如き態度ある場合に臨んで、元老が無責任の地位に在るを楯にして、

「我不關焉」の態度を執ることは、國家元老の存置せらるゝ本質的意義に照らして、到底許容さるべからざるところであらねばならぬ。

元老は固より、内閣の施政に關して、事々に容喙すべきでないにしても、至尊の殊遇を辱うし、内閣組織者を奏薦する地位にある以上、内閣に對しては監視者の地位に在るものと謂はねばならぬ。故に元老たるものは、常に國家の大局に眼を注ぎ、天下の綱紀に重きを置き、今回の如き綱紀紊亂の甚だしき事實ある場合においては、進んで首相の反省を促し、忠告を與へ、その進退をして潔うせしむることが、至尊の殊遇に報い奉る所以の道でなくてはならない。元老は單に後繼内閣の組織者を奏薦するに止まり、その内閣が如何なる惡事を營むも、亦た如何なる非道を行ふも、敢て關するところに非ずとして放任して差支ないといふならば、元老の存在は全く無意義であり、至尊に忠なる所以の臣子の分外にあるものと、謂はなければなるまい。

近時西園寺公の態度に關しては、至尊の殊遇を辱うする元老の地位よりして、世上の非議を招くが如き態度、一再にして止まらず、國民の疑惑を深うせしめつゝあるは、國家唯一の元老としての公の爲に、吾人の執らざるところであるが、就中、今回、前科者たる原拓相奏薦に關し、首相が道義的責任を感じざるに對して、何等の誠告を與へず、首相の態度を不問に附し、これを默認するが如き態度あるは、吾人の眞に不可解とするところである。

拓相の前科問題は、既に大赦によつて消滅せりとしてこれを放置すべく、事餘りに重大である。政黨政治の弊風は、既に膏肓に入り、選舉違反の如き之を以つて尋常茶飯事の如く解し、國民もまた、敢てこれを重大視せず、却つてこれを政治家の通有性視する傾きがあるが、斯の如き風習そのものが、既に憲政を賊し、恐るべき惡風を助長しつゝあるを識らば、國家憲政の爲に拓相の進退に對して明快なる處斷を加ふることが、眞に國家綱紀の名分を樹

立する所以であることを思ふべきではない乎。更らに原氏は、選舉違反のみならず、鹽水港製糖社金に關聯する背任横領を疑はれ、現に起訴猶豫中の身であると噂さるゝに到つては、實に不逞の甚だしきもので、斯くして尙ほ傲然臺閣に坐し、宮階を汚すは、元老としての公の、默認を容さゝるところではない乎。西園寺公たるものは、宜しく國家最高の道義に立脚して、政黨政治に拘はらず、超然獨立、以つて謬りを正し、不正を掃ふべきではない乎。吾人は聰明なる公が、この點に著眼せられざる理由なく、必らずその地位に相當する態度に出でらるゝことを信じて疑はぬ。

常侍輔弼者としての牧野内府の責任

謂ふまでもなく、國務大臣は、單に政治に責任を執るべきのみならず、畏くも、天皇輔弼の責に任ずることが、その全般の任務である以上、大權の施

行に重大責任を分擔するものであるから、苟も國務大臣たる者は、人格において、徳義において、國民の師表たるに恥ざる人物でなければならぬ。昔は國務大臣が私行上において如何はしき疑問を蒙り、待合に出入したといふ疑惑を蒙つてさへ、一世の指彈を受けた程である。現に濱口内閣における小橋氏の如き、犯罪の未判決なるものも、國務大臣たるの地位に鑑み、直に責を引きその職を辭したる位である。原氏の場合においては、既に述べたるが如く、贈賄罪に依る選舉違反に問はれ、體刑に服したる歴然たる事實ある以上、又背任横領の嫌疑あつて、現に起訴猶豫中の疑問ある以上、國務大臣たるの職責に鑑み、一日もその地位に晏如たる能はざるは、何人も疑ひを容るの餘地なきところではない乎。然るに、彼れ自ら責任を感じず、總理大臣も亦責任を執らず、天下悉く平然として之を怪むものなきは、實に昭代の大奇怪事と謂はなければならぬ。吾人は、國家風教の上より、一日も彼が

如き醜漢のその任に在るを許さざると同時に、天皇輔弼の職責を汚瀆するの意味において、内府の自覺を促さざらんと欲するも得ないのである。

國務大臣の人格問題は、事苟くも天皇輔弼の大任に關するを以て、君側に在つて常侍輔弼の重任に在る内府たるものは、之に對して相當の態度に出づべき責任あるを免かれ能はぬ。抑々内大臣はその官制の示すところによるも「内大臣府ニ於テハ、御璽國璽ヲ尙藏シ、及詔書勅書其ノ他、内廷ノ文書ニ關スル事務ヲ掌ル」とあり、また「内大臣ハ親任トス。常侍輔弼シ、内大臣府ヲ統轄ス」とあるが如く、詔書勅書に關し、重大なる責任を有する以上、之に副書の責任ある國務大臣が、憲政の破壊者たる選舉法違反に關する破廉恥罪を犯し、體刑を受けたる事實あるを知り乍ら、何等之に對して適當の處置を講ぜず、平然之を不問に附するは、その職責上、斷じて缺くるところ無しと言ふ能はぬ。假令原氏が、爾後大赦の恩典に浴し、その罪跡は消滅

したとは雖も、穢れたる體刑を受けたるの身を以て、神聖、尊嚴なるべき詔勅に副書するを辭せざることは、至尊に對し奉つて、眞に恐懼すべきことの極みではない乎。眞に然らば、内大臣府に長たる者は、常侍輔弼の責任に鑑み、且つは詔書勅書に關する事務を掌る官制の上よりして、刑餘大臣をその儘不問に附し置き、首相が、「國務大臣の資格ある者として奏薦せる以上、如何とも爲し難し」として何等關知するところでないとするのは、甚だ無責任の譏りあるを免れないではない乎。吾人は、聰明にして鍊達堪能の士たる内府が、禍ひを詔書勅書に及ぼすの懼れ歴然たる、拓相前科問題に對し、決して不問に附せざるべきを信じて疑はない。

結 論 (天下風教の爲に論ず)

夫れ我が國體の眞髓は、天皇萬機を總攬し、大政を親裁し、敢へてこれ

が紛更を許さざるところにある。これを稱して、天皇親政と謂ふ。帝國憲法第一條に、

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

とあり、第三條に、

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

と明記せられたる所以は、實に茲に存する。

この故に、國務大臣は、陛下の股肱としての臣節を全うする意味において、輔弼の大任に當るものであつて、議會は大政翼賛の機關として存在し、各々その所を得ることが、帝國憲法に基く國政運行の大本である。近時、政黨政治の發達に伴ひ、如上、莊嚴なる國體の本義に遠ざかり、動もすれば政黨專制の傾向を助長するに至つたことは、國家紊亂の禍根、實に茲に在りと言はなければならぬ。政黨內閣主義の確立に伴ひ、多數黨の首領が、必ず内

閣組織者たり得ると信ぜられるが如きも、嚴密に謂へば、天皇大權の私議に當り、その僭上沙汰たるを否定し難い。現に田中内閣、濱口内閣、若槻内閣の成立事情に看るも、内閣更迭間際における政黨者流の策謀、及びこれを默認する元老・重臣の措置は、畏れ多くも、大權を私議するが如き、不遜の態度、頗る露骨なるものがあり、識者をして、浩嘆、焉を久うせしむるものがある。

斯の如く、帝國憲法の眞義を解せず、歐米流の民主主義的思想に囚はれ、政黨萬能、議會中心主義を唯一の信條とするが如き政治的傾向が、即ち萬惡の淵藪である。是れ今回の原拓相問題の如きが起つても、拓相自身、何等自責の念を起さず、首相も亦、毫も責任を感じず、元老、内府の如き重臣すらその不可なる所以を覺らないといふ、恐るべき正義觀念の頽廢を來したる所以である。

往年、伊藤内閣に於て、遞信大臣たりし星亨氏が、收賄の嫌疑を以つて司直の取調を受けたる際、伊藤首相は、流石に憲法の創始者だけあつて、事、苟くも國務大臣の人格問題に關する以上、輕視すべからずと爲して、自ら裁判所に赴き、事實の眞相を調査した。その結果、法律上犯罪を構成するには至らないといふことが判明したけれども、假令、法律上の罪人とは成らぬにしても、苟くも一國の國務大臣たる者が、收賄罪の嫌疑を受くるやうでは、上、陛下に對し奉つて、輔弼の責任を全うすることが出來ず、下、國民道德を維持すること能はずとして、直ちに星氏をして、辭職せしめた。大隈内閣當時に於ても、閣僚たりし内務大臣大浦兼武氏が、議員買収の事實暴露し、將に刑事上の罪人たらしとするや、大浦氏は潔く大臣を辭したるのみならず、一切の公職を退き、政界を引退してしまつた。大隈侯は大浦内相の自發的辭職を以つて、猶ほ足れりとせず、閣僚に對する監督不行届の責任を負う

て、辭表を闕下に捧呈するに至つてゐる。最近、斯の如き、大臣の人格問題に關して、責任を執るの觀念は、甚だ稀薄となつてゐるが、濱口内閣の下に於ける文部大臣小橋一太氏が、疑獄事件の中心人物たることが明瞭になつた際、流石に小橋氏も、國務大臣の地位を瀆すに堪へずして、辭職した。濱口總理が、小橋氏に斯かる犯罪事實あるを知らずして、國務大臣として奏薦したと辯明しただけで、何等自ら不明の責任を執らなかつたことは、無責任の甚だしきものなりとして、當時國民の指彈を蒙つたところである。

然るに今回の原拓相前科問題は、既に刑事上の罪人として刑罰を受け、禁錮三箇月の體刑に服役した、最も明々白々たる事實である。縦んばそれが大赦の恩典に浴し、罪跡既に消滅してゐるとはいへ、天顔に咫尺する國務大臣として、原氏自ら御遠慮申上ぐべきが至當である。況んや第二回の選舉違反を敢てせる嫌疑があり、更に鹽水港製糖株式會社の社金を横領したる風説

があり、檢事局に召喚されて、檢事の峻烈なる取調を受け、私かに、費消金額の辨濟を爲して、辛くも刑罰を免かれ、現に起訴猶豫中の身であるといはるゝに至つては、正に破廉恥罪の常習犯と言ふべく、その罪、實に許すべからざるものである。若槻首相が、斯かることを承知し乍ら、何等これに對して心を留めず、國務大臣に奏薦して憚らなかつたことは、若槻氏に、道義觀念の絶無であることを立證して餘りがあるではない乎。

斯の如くにして、如何にして官紀の振肅を圖り得る乎。また如何にして、綱紀の紊亂を防ぎ得る乎。更にまた、如何にして國民の道德觀念を維持し得る乎。吾人は、即時原拓相が責任を執つて辭職すべきことは勿論、若槻總理が前科閣僚奏薦の責任を執つて、直ちに總辭職を斷行すべきことを要求する。法律萬能の弊害は、人は法律さへ遁るれば、如何なる惡事を爲しても差支へがないといふ惡風を助長した。然るに今日に至つては、更に一步を進めて、

一度び法律の制裁を受けても、時期を過ぎ、世人が忘るれば、敢へてこれを耻ぢざるまでに至り、道義の頹廢は、正にその頂點に達したと謂はなければならぬ。昔は、法律的制裁の外に、別に社會的制裁といふものが在つた。免れて耻なきものも、社會がこれを許さずんば、その人は公然、社會に立つことが出来なかつた。且つ人間としての良心の存在もあつた。法律を免かれ、社會を瞞著し得ても、自己の良心の苛責に堪へず、終には身を退くの外はなかつた。然るに今日の國務大臣は、法律的制裁を忘れ、社會的制裁を無視し、如何なる罪惡を犯しても、恬として耻ぢざるばかりか、人間としての良心をさへ喪ひ去つて、罪を罪とせず、傲然一世に嘯くの風がある。嗟吁、是れ何たる暴慢ぞや。國民たるもの、宜しく鼓を鳴らして責むべきではない乎。

現代日本の時弊は、算ふるに違がないが、歸するところは、綱紀の紊亂に在る。人は利害關係にのみ敏感であつて。道義も、風教も、彝倫も、綱紀も

殆んど之を顧みるものが無くなつたのは、何人も痛歎を發するところである。近時内閣を組織する者が、必らずその政綱の中に、綱紀肅正を高職するのは、亦たこの時弊を痛感するからであらうが、綱紀肅正の模範を示すべき内閣大臣が、前科者たり、破廉恥罪人たるにおいては、何を以て、天下の風教を維持することが出来よう。

近時國民の思想は、決して安全であるとは謂ひ得ない。就中、學生生徒の思想傾向は、深憂を禁じ得ないものがある。そは單に、思想未だ定まらず、世間を知らない乳臭兒の我儘とのみは、看過せられない多くの内容を含んでゐることを忘れてはならない。彼等は社會を恨み、家庭を咀ひ、遂には國家に向つて怨嗟の聲を發するに至つてゐるが、彼等をして斯の如き感情に誘致したる原因に就いては、大いに考察を要すべきものがある。

經濟制度や、社會制度や、大いに改革の必要あるものが無いではないが、

殊に國民凝視の標的となつてゐる、政治家の甚だしき不徳行爲は、是等青年思想の悪化に、決して關係がないとは謂ひ得ない。政府が綱紀肅正を看板とし、思想善導に如何ほど精力を盡しても、政府の大臣そのものが、之れを破壊するやうな行爲を敢へてし、法律的に免罪になりさへすれば、他は何等顧みる必要がないといふやうな態度を、臆面もなく國民の前に露はして憚らぬに於ては、青年學徒が政府の聲明を冷笑し、如何に學者、人格者、教育家を派遣して、思想の健全を説教させても、馬耳東風、全く一顧をも與へない風潮を生ずるのは、避け難い結果といはねばならぬ。

國家の憂ひは、綱紀の紊るゝより甚だしきはない。況んやその綱紀が、範を示すべき政府當局者より、破壊せらるるに至つては、眞に國家の破局である。斯の如くにしては、如何に教育勅語の尊貴を力説しても、國民の之れを信ぜざるに到るべき懼れがある。原拓相たるものは固より、首相、元老、

内府たるもの、一度び思ひを此點に致さば、慄然として膚上に粟を生ぜざるを得まい。是れ我等が諸子の反省を促さすに急なる所以である。

昭和六年七月赫日炎天下にて

政 教 社 同 人

原脩次郎に關聯する (水戸地方裁判所)

選舉違反豫審決定書 (全文)

(大正九年八月二十三日控訴院判決)
(大正十年五月十五日大審院決審)

茨城縣行方郡麻生町粗毛一番屋敷	質商	奥村淺次郎 (五八)
同 行方郡麻生町三百二番地	物品販賣業	立原鐵太郎 (六二)
同 東茨城郡小川町宮田二十番屋敷	醬油醸造業	幡谷留吉 (四七)
同 行方郡麻生町富田百六番屋敷	前貴族院議員	高崎三重郎 (四三)
同 新治郡榮村古來四百五十八	農縣會議員	藤澤勘兵衛 (三七)
同 新治郡土浦町三百十六番地	會社員衆議院議員	原脩次郎 (四六)
同 同郡同町二百三十番地	辯護士	前田讓 (五一)
同 同郡同町七百七十六ノ七百七十七番地	新聞業	石崎蕃藏

同 同郡同町十四番地	辯護士	中村三一郎 (六〇)
同 同郡同町四十番屋敷	吳服商	尾形徳兵衛 (三九)
同 同郡同町同番地	尾形雇人	飯島辰次郎 (四八)
同 猿島郡幸島村上和田十一番屋敷	農	渡邊盛作 (六八)
同 新治郡石岡町石岡二百四十八番屋敷	醬油醸造業	大和田健三郎 (三六)
同 新治郡石岡町石岡千二百十五番地	醬油醸造業	久松直助 (四〇)
同 同郡同町六百二十番屋敷	農	平井榮之助 (四八)
同 行方郡玉造村七十一番地	農	宮本庄次郎 (五四)
同 同郡同村甲千五百三十八番地	銀行員	宮本靖之助 (三〇)

右淺次郎、鐵太郎、仙之助、留吉、勘兵衛、三重郎、脩次郎、讓、三一郎、徳兵衛、辰次郎、盛作、平右衛門、健三郎、直助、樂之助、庄次郎、靖之助に對する賄賂投票、蕃藏に對する賄賂投票及脅迫被告事件に付審理豫審終結をなすこと左の如し

(主文) 被告人淺次郎、鐵太郎、仙之介、留吉、勘兵衛、三重郎、脩次郎、讓、三一郎、盛作、平右衛門、健三郎、直助、榮之助、庄次郎、靖之助に對する並に被告人蕃藏に對する左記賄賂投票

及脅迫被告事件を水戸地方裁判所の公判に付す、被告人徳兵衛長次郎を各免訴とす

第一 原脩次郎、中村三一郎、前田讓、藤澤勘兵衛、石崎蕃藏はいづれも憲政會茨城縣土浦支部の幹事にして、原脩次郎はその主腦者なるが大正七年六月十日茨城縣に於て、施行せられたる貴族院議員多額納税者議員互選に際し右支部より、候補者を擁立し、黨勢の擴張をはからんと欲し、脩次郎は候補者物色の任に當り、勘兵衛、盛作、平右衛門及び庄次郎の養父藤兵衛等を勧誘したるも孰れも拒絶せられ、候補者難に困り居りたる折柄候補者竹内權兵衛は茨城縣農工銀行頭取齋藤斐等の後援に依り運動に著手せるを以つて脩次郎、讓、三一郎、蕃藏等はさきに淺次郎、鐵太郎よりその推薦を希望し來りたる三重郎を候補者に推薦するの他なしと決意し、同年五月七日新治郡土浦町丸萬旅館に右被告等及び十數名の同志會合し、正式に三重郎を候補に推薦し同人の承諾を得たる上、三重郎を脩次郎、三一郎、勘兵衛、蕃藏、淺次郎、鐵太郎の六名は同日右旅館別室に會合し運動實費運動者等に與ふべき報酬、投票買収を合せ、一票に對する費用を二千圓と見積り、支部に於ては互選資格者藤澤勘兵衛、濱平右衛門、宮本藤兵衛、渡邊盛作、尾形徳兵衛、狩野平左衛門、結城萬藏初見新太郎に對し運動し、最少限度五票を必ず獲得することとし此れに對する前記の費用一萬圓を三重郎より脩次郎に提供其餘は徳義上に依り出金すべく互選資格者幡谷仙之介、坂本茂左衛門は

三重郎に於て引受け被告淺次郎、鐵太郎をして極力運動せしむべく協定し、以つて必要の場合には相當の金錢を供與し投票を買収せしめんことを共謀し、三重郎は淺次郎の注意に依り運動費として支出したる金錢の額を不明となし以て買収的行爲の暴露を防ぐ目的を以て殊更千葉縣佐原町佐原興業銀行頭取石橋謹二其の他より金錢を借り受け脩次郎に數回に二萬二千五百圓被告淺次郎に二回に四千五百圓、鐵太郎に二回に七百圓を交付し脩次郎統轄のもとに其の他の被告はいづれも該運動に參與し選舉運動に従事中犯意繼續して左記の如く互選資格者幡谷仙之介、濱平右衛門、渡邊盛作、藤澤勘兵衛に贈賄し、以て被告三重郎に投票せんことを求め右四名は賄賂を收受して、三重郎に投票し、健三郎は脩次郎等の犯行に直助、榮之助は平右衛門の犯行に留吉は仙之介の犯行に、共謀加擔したり

(一) 互選資格者仙之介に對しては淺次郎、鐵太郎兩名が運動することゝ爲り仙之介の養子留吉は淺次郎の實弟なるより淺次郎が主として該運動を擔任し同年五月上旬頃留吉を介して仙之介に相當の投票謝禮金を贈與すべきを以て候補者高崎三重郎に投票せられたしと申込ましめ置き次で同月中旬頃土浦町浪花屋敷旅館に於て留吉に投票謝禮金は二三千圓なる旨を告げ仙之介に傳へしめたが當時反對派の運動盛んにして仙之介も反對派に買収せられたとの風説を耳にしたるを以て其の實否を訊

すべく同月二十八日留吉を前掲浪花屋旅館に招致し會見したり然るに是より先留吉は仙之介より四五千圓の投票謝禮金を交付すべき旨申出で淺次郎は金四千圓を贈與すべき事を承諾したる旨直ちに脩次郎方に到り仙之介に對し交付すべき投票謝禮金なることを告げて金三千五百圓を受取り留吉に對する報酬金三百圓を併せ合計四千三百圓を留吉に交付したり然るに六月上旬に到り留吉より前に受取りたる四千三百圓に七百圓を増加し五千圓とせられたき旨の申出ありたるを以て淺次郎は此れを承諾し投票のため水戸に行きたる際右増加額を交付すべき旨を約し三重郎の承諾を得同月九日水戸停車場前鈴木屋旅館に於て留吉に金七百圓を交付し以て仙之介に五千圓の賄賂を供與し候補者高崎に投票せん事を求め仙之助は留吉と共謀の上右五千圓を收賄し仙之介は同月十日茨城縣廳内選舉場に出頭し高崎に投票したり

(二) 原脩次郎は支部の分擔に係る互選資格者藤澤勘兵衛に對し候補者高崎に投票せんことを求め同年六月一日頃勘兵衛により一應投票及其委託書類を提出せしめたる際後日相當の謝禮金を贈與すべき旨申入れ勘兵衛は右申入を承諾し同月十日自ら選舉場に出頭高崎に投票したるにより同月十五六日頃脩次郎は前約に従ひ勘兵衛に金一千圓を贈與し勘兵衛はこれを收受したり

(三) 原脩次郎は大和田健三郎をして互選資格者濱平右衛門に立候補を勸説せしめたる際投票者には

選舉終了後相當の謝禮金を贈與すべき方針なることを告げ置きその後土浦支部に於て三重郎を候補に推薦するや平右衛門に對する運動を依頼し健三郎は脩次郎の意を享け平右衛門に對し後日相當の謝禮金を贈與すべきに依り高崎に投票せられたき旨申込み引續き運動中竹内派に於ても栗栖佐兵衛をして頻りに運動せしめ殊に金子敬三は竹内派に賛成せんか五千圓位の報酬を得べき旨吹聴し被告平右衛門の意を動かさんとしたるより同人はその去就に迷ひ遂に同年六月三日親友なる被告直助、榮之助兩名を自宅に招きその意見を聽き高崎に投票することに決したる上右被告二名相謀り竹内派の五千圓をしりぞけ高崎に投票するを以て同人の當落如何に拘らず必ず相當謝禮金を贈與せられたき旨脩次郎に交渉されたしと健三郎に申入れ同人はその申出を承諾し同月六日脩次郎方に到り右の事情を告げ平右衛門に對し相當の謝禮金を贈與せられたしと要求し脩次郎はこれを承諾したるより平右衛門は同月八日投票及其の委託書等を脩次郎に交付しこれを高崎三重郎に交付せしめ以て高崎に投票したり依つて脩次郎は前約に基き同月二十五日健三郎に金二千圓を交付し平右衛門に投票謝禮金として贈與すべき旨依囑し健三郎は同月三十日平右衛門方に到り該金圓を同人に交付し平右衛門はこれを收受したり

(四) 脩次郎は曩に健三郎をしてその實父たる互選資格者渡邊盛作に立候補を勸誘せしむるに當り投

票者には選舉後相當の謝禮金を贈與すべき事を告げ暗に買収の方針なる事を知らしめ置き三重郎を候補に推薦するや前記五月七日の協定に基き被告盛作に對する運動を健三郎に依頼したり健三郎は脩次郎に投票買収の意志ある事を知つてこれに賛同し同年五月二十二日夜盛作方に至り選舉後相當謝禮金を贈與すべき旨を告げ高崎のために投票せんことを申込みたるに盛作はこれを承諾し健三郎の請求に依り謝禮金は同人に與ふべき事を約し同年二月十日自ら選舉場に出頭し高崎に投票したり依て脩次郎は同月二十五日自宅に於て盛作に贈與すべき投票謝禮金千五百圓及び健三郎に對する報酬金五百圓を健三郎に交付したるより同人は同年七月十日頃盛作方に到り脩次郎より投票謝禮金を受取りたる事を告げたるに盛作は前約に従ひこれを健三郎に贈與したり

第一 脩次郎は前示五月七日の協定に従ひ支部の分擔に係る互選資格者宮本藤兵衛（大正七年十一月六日死亡）に對する運動に従事し屢々庄次郎（藤兵衛嗣子）にその勸誘方を依頼し高崎に投票するに於ては相當の謝禮金を贈與すべき旨申込みたるも藤兵衛は高崎の再選を欲せず且つ自ら候補者たらんとするの希望あり庄次郎をして同行會と稱する多額納稅者の團體を組織し會員交互に議員たらんとしこれが組織に奔走せしめ居りし際なりしを以て容易に諾否を決するに至らず選舉期日切迫し數日を餘すのみとなりたるを以て脩次郎は同年六月四日讓を藤兵衛方に遣はし賛成を求めし

めたるも承諾を得ざるより翌五日自ら藤兵衛方に赴き同人及び庄次郎に面會し高崎に賛成投票すべきことを求めたるに庄次郎は藤兵衛と相謀り高崎當選の上は二ケ年にて辭職したる上藤兵衛を候補に推薦し土浦支部に於てはその當選に盡力し呉れるに於ては高崎に賛成投票すべき旨申出でたるより脩次郎は該要求を承諾し三重郎に謀り誓約書と投票委託書を交換すべく相約し同月八日土浦町丸萬旅館に於て三重郎に右藤兵衛と交渉の顛末を告げ豫て蕃藏に命じ太田環をして作成せしめ置きたる當選の上は二ケ年後必ず辭職すべき旨の誓約書及び貴族院議員を辭任する旨の辭職届に署名捺印を求めたる處三重郎は右事情を知悉してこれに賛同し右書類に署名捺印の上脩次郎に交付し同人は同月九日庄次郎の旨を受けて來りたる靖之助に該書類を交付し此と引換へに投票及び投票依託書等を受領し三重郎に交付し同人は六月十日此れを選舉場に提出し以つて三重郎に投票せしめ靖之助は庄次郎の次男にして祖父藤兵衛及び庄次郎が共謀の上前記利益の供與を受くる約束の下に脩次郎の申出を容れ高崎に投票することとなる事情を知悉し殊に六月八日夜庄次郎より右の事情の下に誓約書と投票書類を交換するものなることを告げられたるに拘はらず庄次郎より投票書類を受取り翌九日脩次郎方に到り右投票書類と引換に誓約書を受領し庄次郎に交付し以て庄次郎等の犯行を幫助したり

(中略)以上の事實は之を認むべき證憑十分にして各被告の賄賂投票の所爲は刑法施行法第二十五條に依り舊刑法第二百三十四條に該當するを以つて同法條及刑法施行第十九條、第廿條、第二條を適用處斷すべく被告蕃藏の脅迫の所爲は刑法第二百二十二條第一項に該當し、被告蕃藏は前條の前科あるを以て同法第五十六條第五十七條に則り、其刑を加重し尙數罪併發なるに依り、同法第四十五條、第四十七條に従ひ處斷すべき犯罪なりと思量するを以て刑事訴訟法第六十七條に則り當裁判所の公判に付すべきものとす、徳兵衛、長次郎に對する公訴事實は徳兵衛は貴族院多額納稅者議員互選資格者長次郎は徳兵衛の雇人にして大正七年六月十日茨城縣に於て施行せられたる貴族院多額納稅者議員互選に際し候補高崎の運動者前田讓より高崎に投票せば千圓以上の謝禮金を贈與すべき旨の申込みを受け兩名共謀の上これを承認し、投票委託書を同人に交付し高崎に投票したる後千圓以上の贈與をうけたりと云ふにあれ共、これを認むべき證憑十分ならざるを以つて刑事訴訟法第六十五條第一項に従ひ免訴放免の言ひ渡しを爲すべく、前田讓が徳兵衛長次郎に對し大正七年五月三十一日頃候補者高崎に投票せば千圓以上の謝禮金を贈與すべき旨の申込みをなし徳兵衛より投票委託書を交付せしめ、高崎に投票せしめたりとの公訴事實、淺次郎、鐵太郎、勘兵衛、讓、三一郎等が前記第二の被告脩次郎等の犯罪行爲に共謀加擔したりとの公訴事實は何れも是れを認むべき證

憑十分ならざるも連續犯の一部なるを以つて特に免訴言渡しをなさざるものとす以上説明の理由に依り主文の如く決定したり

水戸地方裁判所豫審判事

代理判事 三 輪 智

即ち事件の經過は、大正七年六月十日執行せられた多額議員選舉に當り茨城に於ては政友會は竹内權兵衛氏を擁立、憲政派は高崎三重郎氏を押立て原氏これが參謀長として奮闘したが遂に二票の差にて敗れた、而も激烈なる政争の赴く所原氏は高崎氏より引出したる運動費中二萬二千五百圓を買收費にふり向け五名の多額納稅者に自らこれを分配、事顯れて直ちに檢舉され未決監に拘留さるゝ事五十日大正九年八月二十三日東京控訴院に於いて、懲役三ヶ月を宣告され直ちに上告したるも、翌大正十年五月十五日上告棄却となり、判決確定翌十六日には直ちに市ヶ谷刑務所に収容服役したのである。そ

の控訴院及大審院の判決は左の如くである

控訴院判決 (大正九年八月二十三日)

禁錮 四月
禁錮 三月

高崎 三重郎
原 脩次郎

以下略

大審院判決 (大正十年五月十五日)

棄却

同 同 同 同

高崎 三重郎
奥村 淺次郎
幡谷 留吉
幡谷 仙之助
原 脩次郎

起訴猶豫中と傳へらるる

鹽水港製糖社金に關する醜聞

(昭和三年十月八、九日東京地方裁判所検事局召喚取調)

拓相の身邊を蔽ふ怪聞醜聞は、一二にして止まらねが、就中甚しきは、鹽水港製糖株式會社社金横領事件である。原氏は臺灣に警察官として在任中、同會社と因縁を生じ、近年は常任監査役に選任されてゐた。同社が前重役一味によつて破綻暴露し、延いて重役一同の背任事件司直の手に發かるゝや原氏も亦昭和三年十月八日、九日兩日に互つて東京地方裁判所検事局に召喚され、石郷岡、金澤兩檢事の峻烈なる取調を受けた。右取調べによつて、原氏は他の重役とは別に、昭和二年六月十八日より二十一日の間に於いて、自己の引受けたる鹽水港製糖新株二千六十株、及楨合名會社をもつて引受けたる同株一萬三千株の拂込金に窮し、第一銀行本店及住友銀行東京支店に預け入れ中の、會社の當座預金中より、十九萬圓を引出し、右拂込に當てゝある事が暴露された。係り檢事は勿論、直ちに起訴の手續を執らんとしたが、會社側の楨社長、藪田專務等は、氏のため百方奔走して、原氏から右十九

萬圓を兩銀行に拂戻さしめ、この旨を検事局に申告し、同月二十日、辛うじて起訴猶豫の恩典に浴する事となつたのである。辨濟によつて纔に刑せらるゝ事は免れたと云ふものゝ、不名譽極まる背任横領の事實は、検事廷の取調によつて明白となり、起訴猶豫の恩典によつて辛うじて犯罪者たる汚名から免れてゐるのである。(東京毎夕新聞所載)

原拓相の前科問題に關する

關係閣僚の意志表示

(東京毎夕新聞所載)

若槻首相の答辯

若槻首相は原拓相の前科問題に對して新聞記者に對して、

「原君は今から十數年前何かの嫌疑を受けられたといふことは聞いて居りましたが、併しそれがどう云ふ嫌疑であるかと云ふ事は知らなかつたがそれはもう其後たしか特赦か大赦によつて消えてゐる

と云ふことであつたので國務大臣として奏請したのであります」……

と明らかに原拓相が刑餘者であることを承知して國務大臣に奏請したと語つてゐる、若槻首相は第一次若槻内閣に於ける第五十一議會に於て政友會の安藤正純、内田信也との質問應答に於いて、刑餘の人を政府の大官は勿論、代議士にすらしてはならないことを力説高調してゐる、即ち大正十五年一月二十四日官報號外(七十六頁三段目三十二行より)

帝國議會は國民尊敬の中心とならなければならぬと私は思うてゐるのであります、帝國議會の選良には國の總て尊敬するやうな御方の御集まりになることを切に私は望んでゐるのであります、その場合に於て刑に處せられて甚だしき犯罪をした人に選舉權を與へて帝國議會に送るといふことは場合によりますと國民の尊敬心を薄くする虞れがあるのであります、それでありませぬ故に其事が考慮せられて選舉法の今日の規定は出來てゐるのであります

と選舉法に關する質問應答に於て刑餘者の代議士たるべからざるを答へ更に大正十五年一月二十八日官報號外(二百五頁二段目二十行)に於て他の議員の

「この機會に於て序でに御伺ひ致しまするが先般同僚安藤正純君の質疑の際に貴族院、否貴族院とは言はぬ、議院の神聖を保つ爲めに刑餘の人間は議場に入れぬといふ事が至當であるといふお話が

ありましたが、然らば議院だけが神聖ではない、大臣も亦神聖でなければならぬのでありますからして政府の大官に於ても斯くの如き刑餘の人物を就任させないといふ今後とも御方針でありますか此機會に於て序でに御伺ひする次第であります』

との質問に對し若槻首相は(同頁三段目六行)に於いて

『只今は政府の大官として刑餘の人を採用せないやうな方針を採るかといふ御質問であります、固よりその通りで左様な人を大官に採用するやうな事は致さない方針をもつてゐるのであります』と明瞭に答へてゐる、若槻首相はかく第五十一議會に於て反對黨の議員に對し明確に刑餘者を代議士政府大官にすることが國民思想上惡影響あることを明言してゐる、之に對して若槻首相の答辯によれば、次の如く語つてゐる。

『五十一議會に於て内田、安藤、兩君から綱紀肅正に就ての質疑に對して自らが答辯をいたした事ありと云ふので只今貴社から木村秘書を通じて御質問があつたが自分としては事實一々記憶いたして居らない、之は速記録があることであるから、その速記録を充分御精査相成つて然るべきであらう、原拓相を奏請したのは先達でも申上げた通り既に大赦に相成つて居り罪跡は全然消滅して居ると思ふ、原君の其後の政治的立場は堪能なる政治家とし認められる行動、進退をいたしてゐると云

ふことは一般人の認めてゐることであらうと思ふ』

原拓相との問答

問題當面の人原拓務大臣は新聞記者との間に次のやうな問答を重ねた

【問】「鹽水港製糖事件に關して警視廳及び東京地方裁判所検事局から取調べを受けられて居られる筈ですが」

【答】「警視廳及び地方裁判所検事局で取調べられた事は事實です、併し貴紙上に在るやうな事は全然ありません、あの當時鹽水港製糖は大變缺損したので重役間に背任横領があると彼方此方であらさくなつて來た爲め、楨社長藪田専務等重役が召喚取調べられ、私も監査役で重役の一人だから取調べられただけで事件とは關係無い」

【問】「住友銀行東京支店から小切手で會社の金を引出し拂込みに當てられたと云はれますが」

【答】「そんな馬鹿な事は全然無い、私個人として住友とは何んの取引も無い、又會社の方は社長及取締役を株主の代りとして監督する監査役で直接現金の出納に關らぬ、住友の小切手云々等全然無根である」

【問】「それでは起訴猶豫で無い譯ですか」

【答】「全然ありません、楨氏及び藪田氏は起訴猶豫中であるか知らぬが私は全然さうで無い」

【問】「選舉違反事件はどうですか」

【答】「あれはあつた、併し私を買収の元兇では無い」

【問】「大臣として選舉違反事件があつたことに就て假令特赦になつたとは云へ責任を負ひませんか」

【答】「そんな責任は負ひません」

【問】「法律的には解決して居ても道徳的に如何です」

【答】「此前お話しした通りです」

【問】「大臣として輔弼の任に在る以上お上に對し責任を感じられねばならぬと思ひますが」

【答】「お考へに委せます」

【問】「かういふ事件が問題となつてゐるのですから全國民に所信を披瀝されては如何です」

【答】「今の處は考へて居りません」

【問】「現内閣の十大政綱中、綱紀肅正は重大政策であります、この看板に對して所信は如何ですか」

【答】「絶對差支へ無いと思ひます」

【問】「貴院初め各方面で問題になり議會でも問題になつた際は善處さるゝ意思はありませんか」

【答】「議會で問題になれば議會で答へます」

一木宮相の答辯

一木宮内大臣は六月八日午前十時大臣應接間に高木秘書を伴ひ新聞記者二名と會見し、原拓相前科問題につき左の如く語つた。

【記者】「宮中において催さるゝ觀櫻御會等には前科のある者又は現在刑事被告人である者に對しては列席することを遠慮するやう宮内大臣の名によつて通達してありますが、原拓相は破廉恥な罪で體刑を受けた身でありながら天顏に咫尺し輔弼の大任を有する人として當を失したやうに思はれますが、これについて閣下は何う思はれますか」

【宮相】「宮内省は總理大臣が規定に基いて閣僚に列せしめた者に對しては何ともいふことはできません。元本人に通達することもできません、こんな場合は、たゞ本人が御遠慮申上ぐべきものでせう」

【記者】「然らば如何なる前科ある者でも、總理大臣から一定の資格ある者として上奏して來た場合は宮内省としては何とも干渉することはできませんか」

【宮相】「もちろんです、本人の反省に俟つより外ありません、それより深く突込んで行くことは政治問題になるから宮内大臣の關與することではありません」

【記者】「では、こんど前科のあつた原拓相を推薦したことは若槻首相の責任に歸す譯ですが」……宮相、沈痛の面持にて答へず。

【記者】「こんな前例はありますか」

【宮相】「ありますが、閣僚ではありません」

【記者】「閣僚中にこんな前科のある人を臆面もなく据ゑることは前例となると思ふがいかゞでせう」

【宮相】「それは政治問題になるから私の關知するところではありません」

【記者】「畏れ多いのですが陛下に對して首相は原拓相の身分について其儘奏上してゐるでせうか」

【宮相】「それも政治關係になるから私の方では關係しません」

【記者】「こんなことは社會風教の上に深刻な關係があると思ひます、假令どんな不行蹟なことがあつても時の潮流に乗つて臺閣に列しさへすれば過去の不行蹟が消滅するやうなむしろ政黨的に大手柄をした人のやうにさへ本人も社會も思惟するやうになりますか」

【宮相】「自分で出て來る者は、こちらで何うすることもできない、本人の反省を待つより外にない」

安達内相の談

【内相】 何よりも先づ過去の罪を責めることは人間的にも道德的にもどうかと思ふ、罪があつても本人自身が改めてゐたらそれでよいと思ふ、共產黨の取締り殊に若い學生や青年にはその方針を取つて居るが、かうした心持ちで考へて貰ひたい、原君については其他いろ／＼と聞いてゐるが自分は原君の人間を信じて疑はぬ、この事件は何も知らなかつたのでもなく大臣となる前からよく事情は知つてゐたが手續の上に見ても手落ちはないと考へてゐる、たゞ道德的に見ても責めるのは酷だらう、よく新聞もその點を考へてくれなければならぬと思ふ、原君の過去を責めるなら、より以上に困る人々が政黨などに多くありはせぬか、すでに改まつてゐる以上選舉革正の手前どうかと云ふことも考へてゐない、もつと人間としての廣い意味でものを考へたい。

江木鐵相の談

【記者】 原拓相の前科問題を如何にお考へになられるや

【鐵相】 何事も申されぬ

【記者】 拓相は廣大なる聖恩に浴して罪は法律的に消え去つたからと言はれてゐるが法律問題を抜きにして斯くの如き過去を持つ原氏が輔弼の責任を執り且つ師表として國民に臨み得らるゝでせうか

【鐵相】 何事も申されぬ

【記者】 政治關係の犯罪は假令破廉恥であつても他の破廉恥罪とは違ふかと言ふ様な觀念を政治家は持つてゐるのでせうか、萬一左様に考へて平然其の責を負はないのなら小學校から中等學校と國民道德を説く場合、教員は『但し政治家は此の限に非ず』と教へなければなりません、如何でせう

【鐵相】 何も申されぬ

【記者】 現内閣々僚中の隨一と言はれてゐるあなたの見解、意見は此の問題の解決上全國民が聞きたいところですが、私が其の代表としてお伺ひしてゐるのです

【鐵相】 夫れでも申されぬ

【記者】 なせ一言も申されぬのです

【鐵相】 何んと言はれても此の問題に就ては私は一言も致しません

【記者】 關係としてもよし又一江木翼氏としてもよし、どちらでも好いから意見を申して下さい

【鐵相】 君此の問題は却々デリケートな問題だからね

昭和六年七月一日印刷
昭和六年七月三日發行

【定價金貳拾錢】

發行人 深 見 三 郎

東京市外目黒町下目黒四六六

印刷人 小 笠 原 幸 吉


東京市神田區豊島町三十四番地

印刷所 小 笠 原 印 刷 所

東京市神田區豊島町三十四番地

發行所 政 教 社

東京市芝區南佐久間町二ノ一四



58
53